

DISCLOSURE

みなさまと共に 2022

 海部東農業協同組合

Contents

1 ごあいさつ	51 農業関連事業
2 JA海部東のプロフィール	52 生活その他事業
2 JA海部東の活動の概要	53 指導事業
11 業務運営の方針	54 自己資本の充実の状況
40 信用事業	55 自己資本の充実度に関する事項
49 共済事業	57 信用リスクに関する事項

J A 紹 領

— わたしたちJAのめざすもの —

わたしたち JAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



JA の愛称と JA マーク

第19回全国農協大会の決議を受け、JAグループは1992(平成4)年4月から「農協」に代えて「JA」の愛称を使用するとともに、JAマークを制定しました。

ごあいさつ



海部東農業協同組合
代表理事組合長

大橋 義弘

日頃は組合員の皆さんにはJA事業全般にわたり格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。当JAに対するご理解を一層深めていただくために、「みなさまと共に2022」を作成いたしました。是非ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、日本全体の経済は昨今のロシア・ウクライナ情勢を契機として、日本でも燃料・穀物・肥料などの価格が高騰すると共に円安による輸入品価格の相次ぐ値上げなど、厳しい状況下にあります。加えて、新型コロナウイルスのまん延防止による飲食業界の低迷からの農産物に対する需要の落ち込みは依然として続いているため、厳しい状況が長期化する事を非常に心配しております。

昨年度は、このような困難な状況に対して、「地域のため、人のため、未来のために」とした経営理念を基盤とし、農業と地域の活性化に繋がる事業運営に努めてまいりました。自己改革の一環として、「農作業軽減対策事業」を行い、農業資材や農機などの購入助成を実施しました。また、当JAで2例目となる農地の有効活用を目的とした貸し農園「JA海部東農園 七宝」の開園に加え、管内の小・中学校に対してプライベートブランド米の贈呈や食農教育活動などを行いました。そして、年金・相続・ローンなどの相談会を定期的に開催するとともに、利用者の人生設計とニーズに応じた提案型営業であるライフプランサポートを展開し、年金受給者やローン契約者のさらなる増加に努めました。さらに、共済契約者への3Q訪問活動による保障点検を通じて、顧客基盤のさらなる拡充を図りました。

当JAでは、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた、収益構造改革や組織再編などの経営改善に取り組む事に加え、地域の食と農を支え、暮らしのプラットフォームとして、地域の皆さんに親しまれ、安心してご利用いただけるJAを目指し、役職員一丸となって取り組んでまいります。

引き続き、皆さまからのご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和4年7月

JA海部東のプロフィール

◇設立	平成7年
◇本店所在地	津島市神守町字中町15
◇出資金	2億3,162万円
◇総資産	2,180億1,068万円
◇単体自己資本比率	21.89%

◇組合員数	11,270人
◇役員数	25人
◇職員数	141人

令和4年3月31日現在

JA海部東の活動の概要

経営理念

「地域のため、人のため、未来のために」

経営方針

・経営の革新

令和3年度より将来の経営基盤の確立・強化に向けた方策の一つとして、あいち海部農業協同組合と共に通する経営課題、組織整備に関する研究を重ねてまいりました。今後とも組合員の負託に応え、地域農業を振興するとともに、地域のくらし・経済の持続的な発展に寄与することを目指し、合併の本格協議の場である海部2JA合併推進協議会を設置し、令和6年7月1日を合併期日の目途としてその実現に向けた検討を行います。

・持続可能な経営基盤の確立・強化

中長期的な視野に立った損益シミュレーションを実施し、営業体制の強化による「成長戦略」と組織・施設・業務の集約・再編を含む「効率化戦略」を実践することで、収益構造改革を進め、安定利益の確保に努めます。

・地域農業ビジョンの実践と営農支援の強化

担当職員の出向く体制による営農相談スキルを強化し、農家所得の向上と環境変化に対応可能な営農支援体制を構築します。また、地域ニーズに応じた農地管理の支援や持続可能で次世代に繋がる都市型農業の確立に努めます。

・職員の専門的能力と提案営業力の強化

各種資格の取得を通じて、法律や税法の改正に対応した的確な情報提供能力・マネジメント能力を備えた職員の育成を図ります。さらに、顧客のニーズやライフプランに応じた最適なアドバイスができる提案営業力のレベルアップに努めます。

・リスク管理態勢の強化

内部統制システム基本方針に基づいた内部統制の強化を図るために、統括部署による事務指導体制の定着化に加え、各種法令・マニュアルに準拠した業務運営が実践されるようモニタリングの強化を図ります。また、組合運営にかかるリスクの顕在化を見極め、リスク発生の未然防止策の早期確立を図ることで信頼性の確保に努めます。

地域との繋がり

文化的・社会的貢献に関する事項 ※

当JAは、農業や環境の大切さをアピールするため、親子や管内小学校の児童を対象にお米作り体験学習教室等を開いています。また、地域へ貢献する活動として、地域の清掃活動や地域行事への参加を行っています。そのほかJA共済の交通安全ポスター、書道コンクール等を開催しています。

利用者ネットワーク化への取り組み ※

- ・年金受給者を対象に年金受給者友の会を組織。毎年全体で一泊旅行やグラウンドゴルフ本部大会、支部ごとでも一泊旅行や日帰り旅行、グラウンドゴルフ大会を行い、親睦を深めています。また、高齢者交通安全教室を開いています。
- ・女性部の活動として料理教室や手芸教室、ガーデニング教室等を継続的に行っています。
- ・助け合い組織「なの花の会」の活動として、ミニデイサービスや老人施設訪問、介護食研修を行っています。

地域密着型金融への取り組み ※

- ・農業者等へ地域活性化のための融資をはじめとする支援を行っています。
- ・子育て世代や年金受給者世代等への世代に合わせた商品の提供を行っています。
- ・「JAバンク食農教育応援事業」を利用して、教材本の贈呈を管内小学校へ行っています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する取り組み

- ・全職員にマスクの着用を義務化
- ・全職員の検温の義務化
- ・施設内のこまめな換気
- ・各事業所、支店の出入口に消毒液の設置
- ・受付窓口、職員の座席等に感染防止用の仕切りを設置
- ・イベント等の中止（年金受給者友の会「高齢者交通安全教室」、ゴルフコンペ等）

※令和3年度におきましては、新型コロナウイルスの影響により自粛した活動があります。

農業振興活動

当JAでは、以下のような自己改革への取り組みを行い地域農業振興や農家所得向上へ向けた活動を展開しております。

《安全・安心な農産物づくり》

生産過程における肥料・農薬の種類や使用量を記録する「生産履歴記帳運動」、食品衛生法における残留農薬基準値を厳格に定めた「ポジティブリスト制度」に対応するため、営農担当者による勉強会等を開き、生産者への周知に努めています。

《産地直売・地産地消の取り組み》

常設の農産物直売所「グリーンプラザ」を運営するほか、神守支店・甚目寺支店・大治支店で朝市を開いて地域住民に新鮮な地元農産物を提供し、生産者のやりがいづくりに努めています。

管内の水田で栽培した米（あいちのかおり）をプライベートブランド米「かぶとまい」として供給しています。また、「かぶとまい」を学校給食への寄贈やふるさと納税のお礼品として提供等も行い、地産地消を推進しています。

《農家所得向上へ向けた取り組み》

低コスト資材の情報収集や近隣小売価格調査等を行い、予約販売・JA助成による営農資材価格の低廉化に努めています。また、職員の知識向上を図り、最適な営農指導や営農専門担当者の農家への訪問活動を行い、農家所得向上へ向けた農業経営指導等を行っています。米消費の拡大のために、当JA管内で生産された「あいちのかおり」を原材料とした甘酒「あまの雫（しずく）」を販売しています。

《地域農業応援団化への取り組み》

農業応援チケットの発行を行い、各朝市やグリーンプラザの活性化に努めています。また、「ぐりーんめーる」「グリーンパートナー」「あまぐりん」等の広報活動で地域農業のPRを行っています。

事業・商品・サービスのご案内

■信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替等、いわゆる銀行業務を行っています。JA・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結びつき、JA系統金融として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。また、全国のJAで貯金の出し入れをはじめ、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等でも現金の引き出しができるキャッシュサービスの取り扱いをしています。

種類	内容	お預入期間	お預入金額
普通貯金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。 給与、年金等の自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用頂けますのでお財布代わりにお使い下さい。なお、貯金保険制度により、全額保護される普通貯金無利回り型(決済用)もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。 お預入残高に応じて利率が適用されます。(個人に限定)		
当座貯金	お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。 事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		
納税準備貯金	納税期にあわせて納税資金を準備するための貯金です。	預入自由、払出しは納税時のみ	
通知貯金	まとまったお金の短期運用に好適な貯金です。 お引出しの場合には、2日前にお知らせください。	7日以上	5万円以上
定期貯金	スーパー定期	お預入期間を1ヵ月から10年までラインナップしたベーシックな定期貯金です。 お預入期間が3年以上の定額方式で複利型(個人に限定)のものはお利息を半年複利で計算します。	・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年(1ヵ月超5年未満で満期日を指定する方法もあります)
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1円以上 1,000万円以上
	満期フリー定期	据置期間6ヵ月を経過すればいつでも引き出せます。お利息は6ヵ月複利で計算されるので、お預入期間に応じて有利にステップアップします。	最長5年 (据置期間6ヵ月)
	期日指定定期貯金	お預入後1年を経過すればいつでも満期日の指定ができます。 お利息は1年複利で計算します。	最長3年 (据置期間1年)
	変動金利定期貯金	市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更します。	1年、2年、3年
	積立式定期貯金	期間を定めずにマイペースで積み立て、将来に備えてまとまった貯金を貯めていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由
財形貯金	エンドレス型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日(目標日)に合わせて、必要な資金を貯めていただくに便利な定期貯金です。	6ヵ月以上10年以下
	満期型	積み立てた資金を定期的に(年2回、年4回、年6回および年12回)にお受取りになれる年金タイプの定期貯金です。	積立期間12ヵ月以上
	年金型	ご結婚、海外旅行、マイカー購入等、ご利用目的は自由です。毎月コツコツ、ムリなく積み立てができます。	3年以上(原則として預入日から1年間はお引き出しができません)
スーパー積金	一般財形貯金	住宅取得や増改築を目的として積み立てる貯金です。 財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税です。	5年以上
	財形年金貯金	年金形式で60歳以降に受取ることを目的として積み立てる貯金です。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税です。	5年以上 ・受取期間 60歳以降の日から5年以上20年以内
	目標式	あらかじめ目標額を決め、一定期間掛け込んで、積み立てをします。	1年、2年、3年、4年、5年
定期式	定額式	一定金額を毎回積み立て、満期日にまとまった金額を受けとれます。	1,000円以上 1円単位
	満期分散式	契約期間中に1年ごとに満期が到来し、積立期間に応じて段階的に受け取れます。	2年、3年、4年、5年

種類	内容
子育て応援定期積金 (ファミリー積金(ほほえみ))・ 子育て応援定期貯金 (ファミリー定期(ほほえみ))	ご契約時点で18歳未満のお子さま(出生予定のお子さまも含みます)がいらっしゃるご両親または扶養者の方を対象とした子育てを応援する定期積金・定期貯金です。
年金受給者向け定期積金 (JAゆうゆう定期)	JAで年金のお受け取りをご指定いただいている方を対象とした定期積金です。
相続定期貯金 (想子想愛)	金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただけるお客さまを対象にスーパー定期貯金・大口定期貯金の店頭表示金利に金利を上乗せさせていただく定期貯金です。
総合口座	給与・年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金(自動継続扱い)とが1冊の通帳で利用でき、万が一のときに便利な自動ご融資がセットされた口座です。 自動ご融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で最高200万円まで自動的にご利用いただけます。

●為替業務

JAバンクは、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、JAの本支店をとおして全国のどの金融機関へでも安全・迅速・確実に振込、送金等ができる為替の取り扱いをしています。

●自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金等の自動受取りサービスや、電気・電話・ガス等の公共料金、新聞代金等の自動支払サービスのほか、JAカード等のクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取り次ぎをしています。

また、事業主の皆さまのために、給与振込サービス、口座振込サービス、自動集金サービス等の取り扱いをしています。

種類	内容
為替	全国のJAはもちろんのこと、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等へも振込、代金取立、送金がスピーディにでき、たいへん便利です。
国債	国債は、国が発行する債券です。利息と元金はご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれますのでたいへん便利で安全です。
自動受取サービス	給与・賞与・年金、農産物販売代金、証券元利金、株式配当金等をJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受け取りになれます。
自動支払サービス	公共料金、税金、学校授業料、JAカード利用代金等をJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間が省けてたいへん便利です。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みいたします。お子さまへの仕送りや家賃、駐車料金等の振り込みにたいへん便利です。
公金納付サービス	県民税、事業税、自動車税、不動産取得税等の県公金、市町村民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税等の市町村公金の納付の取り扱いをいたします。このほかに、法人税、所得税等の国税・歳入金の取り扱いもいたします。
JAキャッシュサービス	JAでは、偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載して安全性を強化したICキャッシュカードをお勧めしております。 JAのキャッシュカード1枚で、県下はもちろん全国のJAキャッシュコーナーで現金のお引出し、残高照会がご利用いただけます。ATM(現金自動取引機)では貯金の預入れもご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等のキャッシュコーナーでも現金のお引出し、残高照会ができます。
JAカード	JAカードの会員入会や加盟店の取り次ぎもいたします。また、ETC(有料道路自動料金収受システム)カードの取り次ぎもいたします。
給与振込サービス	毎月お支払いの給与・賞与を従業員の皆さまがご指定されるJAをはじめとする金融機関の貯金口座へ振り込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
口座振込サービス	継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費等の支払金をご指定お取引先の貯金口座へ振り込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費等を支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
マイ家計簿サービス	毎月1回、ご指定の日に1ヵ月間のお預かり金額、お支払い金額の合計とその差額を自動的に集計し、通帳に表示します。個人のお客さま「総合口座通帳」「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申し込みいただけます。
JAネットバンク	ご自宅からでも外出先からでも、パソコンまたは携帯電話により、リアルタイムで残高照会、取引照会、さらには振込・振替・ペイジー(税金・各種料金払込サービス)等の各種サービスが簡単、便利にご利用いただけます。また、一部の定期貯金取引や住宅ローン、マイカーローン等の残高照会、一部線上返済もご利用いただけます。
法人JAネットバンク	オフィスで、インターネットを利用してパソコンを利用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替・ペイジー(税金・各種料金払込サービス)、さらにはデータ伝送による総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の各種サービスが簡単、便利にご利用できます。お取引時の認証方法の強化のために、パソコンとは別にスマートフォンが必要です。

●融資業務

組合員への融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや農業者・事業主の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業等へもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、国民生活金融公庫等のお申し込みの取り次ぎも行っています。

種類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
住宅資金	住宅ローン	10,000万円以内	最長40年内	元金均等返済または元利均等返済（いずれも年2回のボーナス時の増額返済との併用可能）	【担保】 ご融資対象物件である土地および建物に原則第1順位の抵当権を設定登記 【保証】 （一社）愛知県農協信用保証センターの保証または連帯保証人
	住宅ローン（借換応援型）		最長40年内		
	リフォームローン	1,000万円以内	15年内		
生活資金	教育ローン	1,000万円以内	15年内	元利均等返済（いずれも年2回のボーナス時の増額返済との併用可能）	【保証】 （一社）愛知県農協信用保証センターの保証
	マイカーン	1,000万円以内	10年内		
	多目的ローン	500万円以内	10年内		
	ワイドカードローン 50・300	50万円以内 300万円以内	1年	毎月払いの約定返済	
事業資金	賃貸住宅ローン	賃貸住宅の建設、増改築等に必要な資金	100万円以上 4億円以内	35年内	元金均等返済または元利均等返済 【担保】 事業用不動産、賃貸住宅等を担保 【保証】 （一社）愛知県農協信用保証センターの保証または連帯保証人
農業資金	農業近代化資金	農業経営に必要な設備施設資金等	【個人】 1,800万円以内 【法人】 2億円以内	資金の種類により 15年内	元金均等返済
	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	農業経営に必要な運転資金（認定農業者の方）	【個人】 500万円以内 (一般経営) 2,000万円以内 (畜産・施設経営) 【法人】 2,000万円以内 (一般経営) 8,000万円以内 (畜産・施設経営)	1年内	隨時返済
	農業経営ローン	農業経営に必要な運転資金	3,000万円以内		
	扱い手応援ローン	【個人】 農業生産に直結する運転資金 【法人】 農業経営に必要な運転資金	1,000万円以内	1年内	元金均等返済または期日一括返済
	アグリマイティー資金	生産・扱い手資金、加工・流通・販売資金、地域活性化・地域振興資金	所要資金の範囲内	長期資金は原則 10年内 対象事業に応じて 最長20年	元金均等返済または元利均等返済
				短期運転資金 1年内	原則として 期日一括返済
	農機ハウスローン	農業経営に必要な設備施設資金	1,800万円以内	10年内	元金均等返済または元利均等返済
	新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	【長期資金】 17年内 【短期資金】 1年内	【長期資金】 元金均等返済または元利均等返済 【短期資金】 期日一括返済

原則として
愛知県農業信用基金協会の
保証

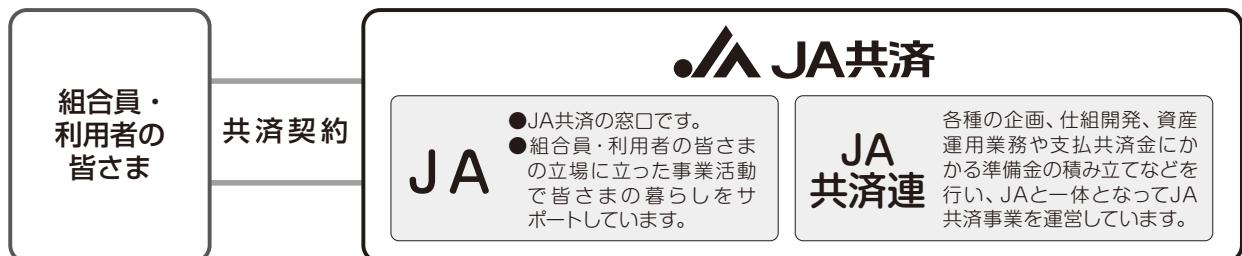
■共済事業

共済事業は、病気や災害に備えて組合員が共同して保障し合い、損害の回復、農業経営と生活の安定を目指そうというものです。JAの共済事業が一般の保険会社と異なる点は、組合員とその家族の保証が主流であること、そして、その共済資金の一部が組合員の生活福祉を向上させるための諸活動や交通安全運動にも役立っています。

また、多様化するライフサイクルのニーズに確実に応えるため、高度な専門知識を兼ね備えたライフアドバイザー(LA)を配置し、現在、当JAにおいて20名のLAが、皆さまの要望に対応しています。

組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしており、一体的な運営を行うことで、組合員・利用者の皆さまに安心をお届けしています。

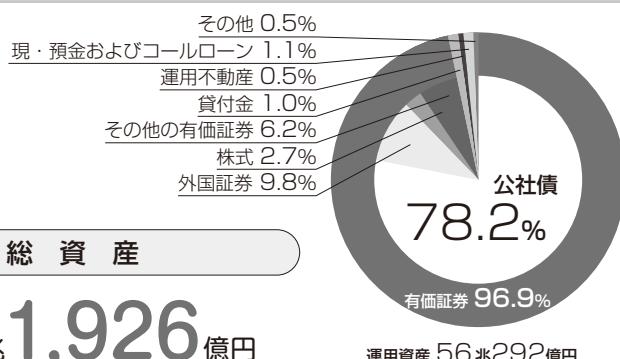


万全な経営状況

JA共済は、健全な資産運用を行うとともに、大規模自然災害などのリスクに確実に備えるため、異常危険準備金の積み立てや再保険などによって、十分な支払財源の確保に努めており、万全な財務状況が確保されています。

健全な資産運用を行っています。

総資産のうち、56兆円以上の運用資産について、安定的な収益を確保できる国債などの公社債を主体に、安全・確実な運用を行っています。



大規模自然災害などに対し 万全な備えを行っています。

異常危険準備金(建物更生共済)

1兆 9,947 億円

再保険

共済金支払責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。

支払余力は十分な水準となっています。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(大規模自然災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

1,357.3%

※JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令などの対象となります。

「JA共済 安心めっせーじ」より引用

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆さまを一生涯サポートします。



※他にも「一時払終身共済(平28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。
 ※ご加入いただける年齢は、各共済によって異なります。

■経済事業

農家が作った農産物を、農家にかわり販売する。組合員の営農に必要な資材や物資を農家に届ける。このようなJAの活動を「JAの経済事業」といいます。JAではこの経済事業を、農家中心に考え、農家が「売る」ことを販売事業、「買う」ことを購買事業と呼んでいます。

●販売事業

販売事業は、農家の収入となる農産物の価格は、おもに卸売市場での需要と供給の関係によって決まります。しかし、農産物は季節的生産であるうえ、天候に左右されやすく、貯蔵のきかないものも多くあります。また、外国からの輸入量の増加等により、供給量を調節できず、価格は不安定になります。この不安定な農産物価格を安定させ、消費者ニーズをふまえた計画的な生産・出荷をしています。

●購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業です。計画的な購入によって、安定的に供給することを目的としています。また、産直施設「グリーンプラザ」を中心として、地産地消の普及を図り、地域社会への貢献に努めています。

●資産管理事業

資産管理事業は、組合員の高齢化・後継者不足や土地に対する保有税の増大に伴い、農地の維持管理が困難になっていることから、住宅建設等の土地活用を図りながら組合員の生活基盤を守る必要があります。資産管理事業は、優良農地を確保しつつ、組合員の農地等資産の管理、有効活用についての指導、支援を行う事業です。

●指導事業

指導事業は、営農指導と生活指導に大別され、組合員の営農や生活がより効果的に行われるこことを目的にしています。直接利益を生み出す事業ではありませんが、販売、購買、信用、共済の要として行っています。

○営農指導

営農指導は、組合員の営農を指導し、その改善と地域における総合的な農業生産力の維持・向上を図っていく重要な事業です。JAの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、地域の農用地を有効に利用するための仕組みづくり等を通じ、足腰の強い農業経営が確立されるよう働きかけ、地域社会の活性化に貢献する農業の展開を目指しています。

○生活指導

生活指導は、組合員農家の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善と向上を図っていく重要な仕事です。その範囲は消費、健康、文化等きわめて広く活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。

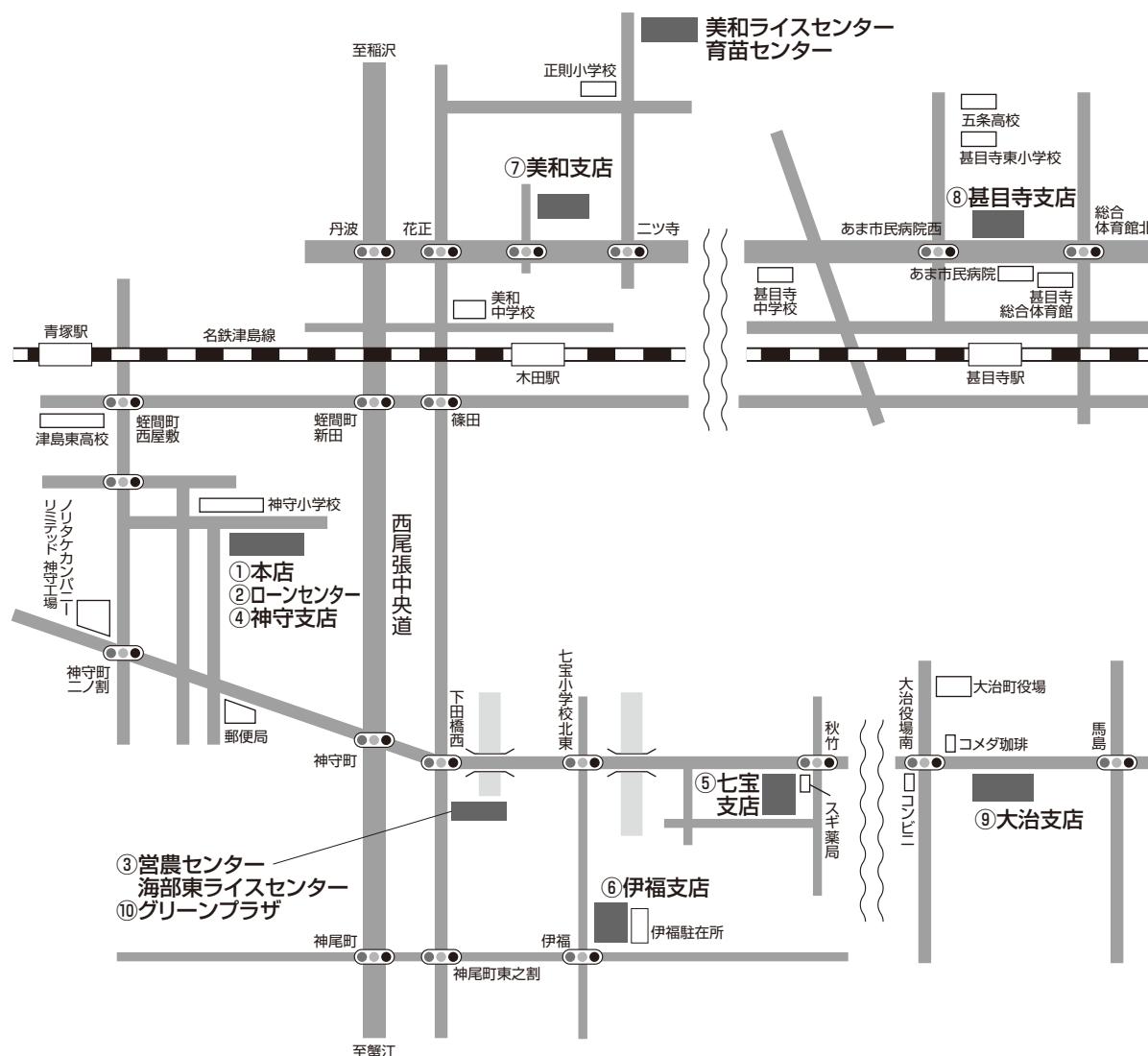
■厚生事業

厚生事業は、JAによる医療・保険事業のことです。農作業や高齢化による疾病といった、農村特有の健康問題に対する予防活動をはじめ、健康診断や健康・体力づくり促進のための健康教室等、組合員とその家族、地域に住む人々の健康維持・増進活動を行っています。

店舗一覧

(令和4年3月31日現在)

店舗名	所在地	電話番号	ATM設置台数
① 本 店	津島市神守町字中町15	0567-23-7311	——
② ローンセンター	津島市神守町字中町15	0567-23-7312	——
③ 営農センター	津島市義原町字郷東47	0567-23-7322	——
④ 神 守 支 店	津島市神守町字中町15	0567-24-2121	1台
⑤ 七 宝 支 店	あま市七宝町桂河原22	052-444-2621	1台
⑥ 伊 福 支 店	あま市七宝町伊福参之割32-1	052-441-0121	1台
⑦ 美 和 支 店	あま市花正長島8-1	052-444-1721	1台
⑧ 甚 目 寺 支 店	あま市西今宿八反田68	052-444-0046	1台
⑨ 大 治 支 店	大治町大字馬島字大道西240-1	052-444-2521	2台
⑩ グリーンプラザ (農産物直売所)	津島市義原町字郷東48-1	0567-23-7380	——



業務運営の方針

経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青壮年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要な案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債の総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を

行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクおよび、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・店内検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

法令遵守の体制

当JAは、各種の法律や規制に従い、適正な業務を行うための体制を整備し全職員に周知徹底することを経営の最重要課題としております。倫理観の高い組織風土を醸成するため、「倫理綱領」を作成するほか、コンプライアンス（法令等遵守）にかかる「規程」や「マニュアル」を制定し、これに基づいて隨時、内部研修を実施するほか、連合会等による会議、研修にも積極的に参加して役職員への周知に努めています。

また、総務部をコンプライアンス統括部署とし、部署長等で構成するコンプライアンス委員会を設置。コンプライアンスプログラム（法令等遵守実践計画）に従って定期的に委員会を開催し、研修等の実施状況の把握や意見交換等を行い、コンプライアンス態勢の向上に努めています。

海部東農業協同組合個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい（保護法第2条第1項、第2項）、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報をいい（番号利用法2条第8項）、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いについて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報については、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 当組合は、保有個人データ等について、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、当組合が、本人またはその代理人から求められる開示、内容訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいいます（保護法第16条第4項）。
9. 当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

倫理綱領

(基本)

- JAに負託された責任と使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、その責任を全うする。

(JAの基本的責任と使命)

- 良質な商品・サービスの提供を通じて、組合員・利用者のニーズを充足する。

(社会的責任と公共的使命)

- 農業・環境・金融・福祉等への取り組みを通じて、地域社会に貢献する。

(組合員等とのコミュニケーション)

- 経営情報の積極的な開示をはじめとして、組合員・地域社会とのコミュニケーションを図る。

(倫理観の高い組織風土の構築)

- 誠実、他人への配慮、責任を信条とした倫理観の高い組織風土を構築する。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧説に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容などの重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧説は行いません。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

平成13年4月1日
海部東農業協同組合

金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当JAの相談・苦情等受付窓口>

◇信用事業

- | | | | |
|---------|--------------|--------|--------------|
| ・本店 金融部 | 0567-23-7311 | ・美和支店 | 052-444-1721 |
| ・神守支店 | 0567-24-2121 | ・甚目寺支店 | 052-444-0046 |
| ・七宝支店 | 052-444-2621 | ・大治支店 | 052-444-2521 |
| ・伊福支店 | 052-441-0121 | | |

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当JAの窓口へお申出ください。なお、一般社団法人JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

- ・(一社)JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業

- | | | | |
|---------|--------------|--------|--------------|
| ・本店 共済部 | 0567-23-7311 | ・美和支店 | 052-444-1721 |
| ・神守支店 | 0567-24-2121 | ・甚目寺支店 | 052-444-0046 |
| ・七宝支店 | 052-444-2621 | ・大治支店 | 052-444-2521 |

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当JAの窓口へお申出ください。なお、JA共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

- ・JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）

午前9時～午後5時（土曜日）

※日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：052-203-1777

受付時間：午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所(電話番号:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

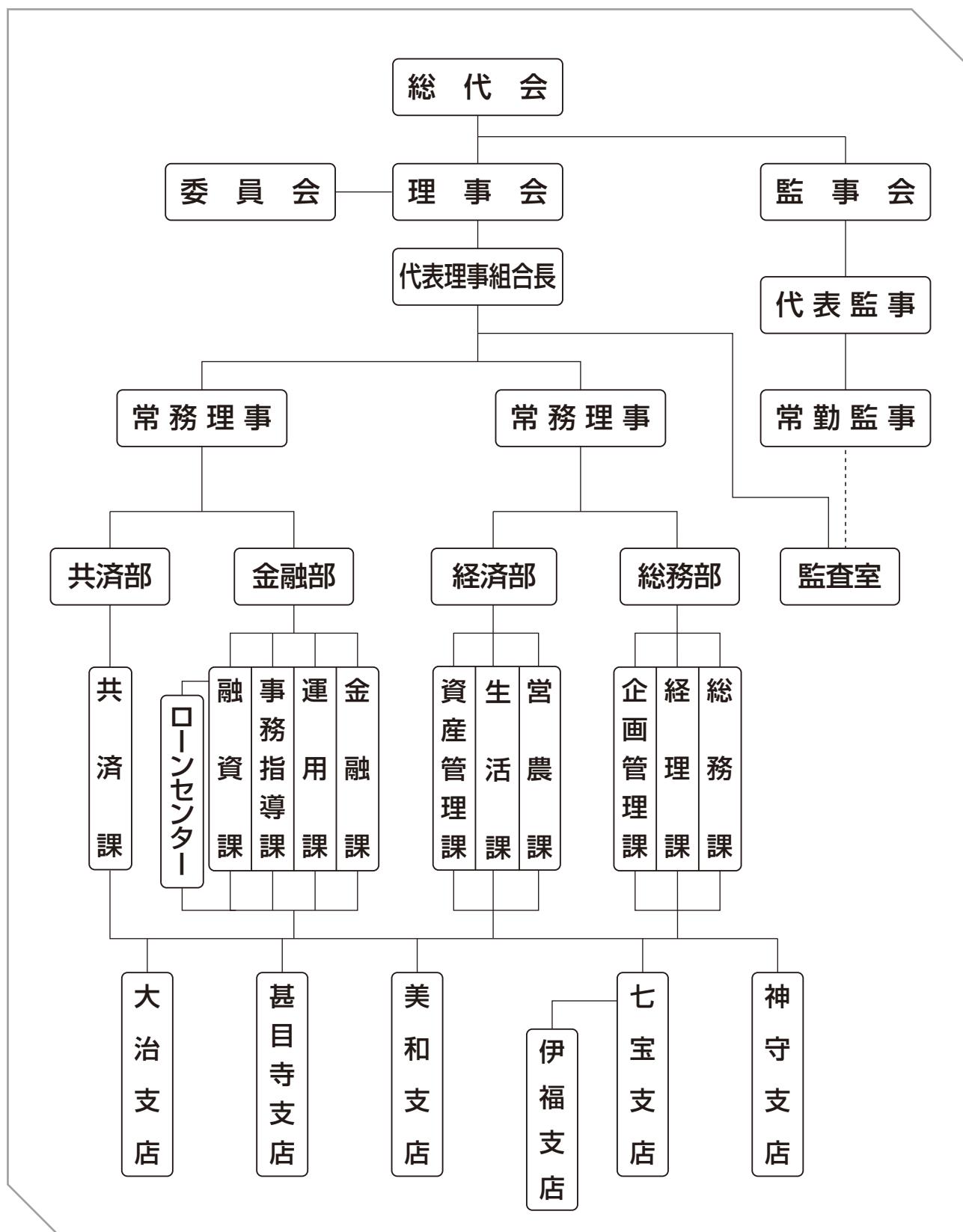
※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店等を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および常勤監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、常勤監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

経営機構



(令和4年3月31日現在)

役 員

代表理事組合長	大橋 義弘
常務理事	伊藤 一幸 (総務・経済事業担当)
常務理事	横井 之夫 (金融・共済事業担当)
理 事	鈴木 良法 (総務委員長)
理 事	太田 昌史 (金融・共済委員長)
理 事	安井 久典 (経済委員長)
理 事	稻垣 正貴
理 事	飛田 勝
理 事	毛利 元保
理 事	青木 裕幹
理 事	林 瞳人
理 事	片岡 幾雄
理 事	飯田 勝
理 事	田中 幸正
理 事	小原 玲子
理 事	吉田 喜三夫
理 事	立松 晴美
理 事	玉谷 菜穂子
理 事	山田 恵子

代表監事	久保田 幹夫
常勤監事	早川 精彦
監 事	松永 守雄 (員外監事)
監 事	室田 義隆
監 事	佐藤 弘子
監 事	山田 昇一

(令和4年6月25日現在)

職員数

一般職員	128人
宮農指導員	13人

(令和4年3月31日現在)

事業の概況

指導事業につきましては、農地中間管理事業による作業の効率化を進め、新たに8.6ha の利用権設定を行いました。

購買事業につきましては、営農専門担当者の農家世帯への訪問活動を継続し、購買品供給総取扱高は5億6千万円となりました。

販売事業につきましては、管内で収穫された「あいちのかおり」をプライベートブランド米『かぶとまい』として小中学校への寄贈を行い認知度向上に努めました。また、ふるさと納税の取り扱い等、行政と連携した取り組みを進め、販売品販売総取扱高は4億4百万円となりました。

信用事業につきましては、金融専門窓口の推進活動等により顧客獲得へ努め、年金振込で531件、JAネットバンクで1,492件の新規獲得を達成することができました。融資残高につきましては、ローン相談会の実施や建築業者への営業活動等により8億9千万円の増加を達成し、329億6千万円となりました。

共済事業につきましては、3Q訪問活動による保障点検の実施や顧客ニーズに応じた提案型営業により長期共済の新規契約高は327億1千万円の実績をあげることができました。

おかげさまで各事業の総利益は19億3千万円、計画対比は106.0%の実績をあげることができました。

ここに令和3年度の事業活動の成果を報告させていただきます。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、21.89%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	海部東農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	231百万円(前年度232百万円)

(注)回転出資による資本調達はありません。

(令和4年3月31日現在)

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

貸 借 対 照 表

令和2年度 令和3年3月31日現在
令和3年度 令和4年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 資 産	211,931,034	209,789,652	1. 信 用 事 業 負 債	203,308,011	201,176,892
(1) 現 金	429,994	407,001	(1) 貯 金	189,865,344	189,627,172
(2) 預 金	168,821,941	162,974,269	(2) 借 入 金	12,900,624	11,114,142
系 統 預 金	168,821,941	162,974,269	(3) その他の信用事業負債	542,042	435,577
(3) 有 債 証 券	9,742,921	12,553,290	未 払 費 用	37,239	38,128
国 債	5,438,281	6,450,570	そ の 他 の 負 債	504,803	397,449
地 方 債	327,670	322,400	2. 共 済 事 業 負 債	465,804	489,010
政 府 保 証 債	339,910	333,870	(1) 共 済 資 金	220,274	250,511
社 債	3,637,060	5,446,450	(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	243,581	237,669
(4) 貸 出 金	32,062,690	32,960,844	(3) 共 済 未 払 費 用	1,929	825
(5) その他の信用事業資産	987,576	983,173	(4) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債	19	3
未 収 収 益	964,640	956,778	3. 経 済 事 業 負 債	76,340	81,263
そ の 他 の 資 産	22,936	26,395	(1) 経 済 事 業 未 払 金	30,911	39,873
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 114,089	△ 88,927	(2) 経 済 受 託 債 務	44,779	40,750
2. 共 済 事 業 資 産	10,522	9,146	(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債	650	640
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	10,522	9,146	4. 雜 負 債	196,808	216,311
3. 経 済 事 業 資 産	161,277	179,762	(1) 未 払 法 人 税 等	108,363	135,829
(1) 経 済 事 業 未 収 金	71,987	82,291	(2) リ 一 ス 債 務	1,303	—
(2) 経 済 受 託 債 権	46,325	42,483	(3) そ の 他 の 負 債	87,141	80,481
(3) 棚 卸 資 産	43,243	55,221	5. 諸 引 当 金	577,459	573,956
購 買 品	39,217	49,076	(1) 賞 与 引 当 金	53,373	54,873
販 售 品	3,944	6,130	(2) 退 職 給 付 引 当 金	372,975	375,430
そ の 他 の 棚 卸 資 産	81	14	(3) 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	20,164	25,839
(4) 貸 倒 引 当 金	△ 279	△ 233	(4) 特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	130,946	117,813
4. 雜 資 產	157,835	154,709	負 債 の 部 合 計	204,624,424	202,537,435
5. 固 定 資 產	1,556,079	1,519,810	(純 資 產 の 部)		
(1) 有 形 固 定 資 產	1,545,646	1,510,375	1. 組 合 員 資 本	15,028,895	15,472,106
建 物	2,036,650	2,034,713	(1) 出 資 金	232,728	231,621
機 械 装 置	702,372	705,752	(2) 利 益 剰 余 金	14,796,673	15,240,947
土 地	475,259	475,259	利 益 準 備 金	935,618	935,618
リ 一 ス 資 產	35,152	35,152	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,861,055	14,305,329
建 設 仮 勘 定	1,909	—	特 別 積 立 金	10,166,118	10,166,118
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產	360,964	364,403	施 設 整 備 等 積 立 金	1,200,000	1,400,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,066,663	△ 2,104,904	リス ク 対 策 積 立 金	1,000,000	1,200,000
(2) 無 形 固 定 資 產	10,433	9,435	組 合 員 地 域 貢 獻 活 動 積 立 金	60,000	80,000
6. 外 部 出 資	5,946,955	6,180,855	農 業 農 村 振 興 基 金	200,000	200,000
(1) 系 統 出 資	5,940,145	6,174,045	研 究 開 発 基 金	400,000	400,000
(2) 系 統 外 出 資	6,810	6,810	税 効 果 調 整 積 立 金	178,509	177,187
7. 繰 延 税 金 資 產	98,196	176,747	当 期 未 処 分 剰 余 金	656,428	682,024
			(うち 当 期 剰 余 金)	(400,542)	(455,802)
			(3) 処 分 未 溝 持 分	△ 507	△ 463
			2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	208,582	1,142
			(1) そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	208,582	1,142
			純 資 產 の 部 合 計	15,237,477	15,473,248
資 產 の 部 合 計	219,861,902	218,010,684	負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	219,861,902	218,010,684

損 益 計 算 書

令和2年度 令和2年4月1日から令和3年3月31日
令和3年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
1. 事 業 総 利 益	1,900,902	1,939,194	(9) 保 管 事 業 収 益	5,107	5,221
事 業 収 益	2,682,281	2,421,018	(10) 保 管 事 業 費 用	—	—
事 業 費 用	781,379	481,823	保 管 事 業 総 利 益	5,107	5,221
(1) 信 用 事 業 収 益	1,430,244	1,404,239	(11) 利 用 事 業 収 益	99,452	75,379
資 金 運 用 収 益	1,386,445	1,359,415	(12) 利 用 事 業 費 用	56,241	25,829
(うち預金利息)	(960,930)	(927,985)	利 用 事 業 総 利 益	43,210	49,549
(うち有価証券利息)	(68,781)	(80,396)	(13) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益	18,740	18,374
(うち貸出金利息)	(298,612)	(300,411)	(14) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用	7,292	7,346
(うちその他受入利息)	(58,121)	(50,622)	宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	11,448	11,028
役 務 取 引 等 収 益	29,948	33,297	(15) 指 導 事 業 収 入	16,086	15,293
そ の 他 経 常 収 益	13,850	11,526	(16) 指 導 事 業 支 出	26,197	25,733
(2) 信 用 事 業 費 用	158,077	113,224	指 導 事 業 収 支 差 額	△ 10,110	△ 10,439
資 金 調 達 費 用	69,485	46,186	2. 事 業 管 理 費	1,464,309	1,438,019
(うち貯金利息)	(66,848)	(42,428)	(1) 人 件 費	1,069,245	1,073,944
(うち給付補填備金繰入)	(671)	(662)	(2) 業 務 費	143,343	143,813
(うち借入金利息)	(2)	(1)	(3) 諸 税 負 担 金	42,044	40,525
(うちその他支払利息)	(1,963)	(3,093)	(4) 施 設 費	207,841	178,035
役 務 取 引 等 費 用	12,803	12,908	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	1,833	1,701
そ の 他 経 常 費 用	75,788	54,129	事 業 利 益	436,593	501,175
(うち貸倒引当金繰入額)	(577)	—	3. 事 業 外 収 益	105,556	112,710
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△25,162)	(1) 受 取 雜 利 息	93	2
信 用 事 業 総 利 益	1,272,166	1,291,014	(2) 受 取 出 資 配 当 金	95,027	97,738
(3) 共 済 事 業 収 益	501,745	507,583	(3) 賃 貸 料	3,287	3,236
共 済 付 加 収 入	468,310	475,310	(4) 雜 収 入	7,147	11,733
そ の 他 の 収 益	33,435	32,273	4. 事 業 外 費 用	491	483
(4) 共 済 事 業 費 用	22,863	14,245	(1) 寄 付 金	487	437
共 済 推 進 費	13,653	6,763	(2) 雜 損 失	4	45
共 済 保 全 費	9,209	7,480	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	—
そ の 他 の 費 用	1	2	(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△0)
共 済 事 業 総 利 益	478,882	493,337	経 常 利 益	541,657	613,402
(5) 購 買 事 業 収 益	560,835	345,875	5. 特 別 利 益	1,093	—
購 買 品 供 給 高	551,044	301,938	(1) 施 設 补 助 金	1,093	—
購 買 手 数 料	15	29,838	6. 特 別 損 失	1,478	428
そ の 他 の 収 益	9,775	14,099	(1) 固 定 資 産 処 分 損	446	428
(6) 購 買 事 業 費 用	488,877	274,660	(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	974	—
購 買 品 供 給 原 価	486,614	263,552	(3) 減 損 損 失	57	—
購 買 品 供 給 費	1,046	2,946	税 引 前 当 期 利 益	541,272	612,974
そ の 他 の 費 用	1,216	8,161	法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税	128,761	155,850
(うち貸倒引当金戻入益)	(△37)	(△48)	法 人 税 等 調 整 額	11,969	1,321
購 買 事 業 総 利 益	71,958	71,214	法 人 税 等 合 計	140,730	157,172
(7) 販 売 事 業 収 益	50,623	49,323	当 期 剰 余 金	400,542	455,802
販 売 品 販 売 高	25,820	24,573	当 期 首 繰 越 剰 余 金	243,916	224,900
販 売 手 数 料	20,056	20,553	税 効 果 調 整 積 立 金 取 崩 額	11,969	1,321
そ の 他 の 収 益	4,746	4,196	当 期 未 処 分 剰 余 金	656,428	682,024
(8) 販 売 事 業 費 用	22,384	21,053			
販 売 品 販 売 原 価	20,461	18,963			
そ の 他 の 費 用	1,923	2,090			
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(3)			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6)	—			
販 売 事 業 総 利 益	28,238	28,269			

注記表

令和2年度	令和3年度
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①有価証券の評価基準及び評価方法 <p>有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他有価証券 <p>時価のあるもの……市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの……移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購買品・販売品(店舗在庫)……売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) ・購買品・販売品(店舗在庫以外)……移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。 主な耐用年数は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 8年～50年 ・機械装置 3年～15年 <p>②無形固定資産：定額法によっています。</p> <p>なお、借地に係る造成費等は、残存価額を「0」して、見込借地期間で均等償却しています。</p> <p>③リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を「0」とする定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破</p>	<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 <p>有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他有価証券 <p>時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等……移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購買品(店舗在庫)……売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) ・購買品(店舗在庫以外)……移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。 主な耐用年数は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 8年～50年 ・機械装置 3年～15年 <p>②無形固定資産：定額法によっています。</p> <p>なお、借地に係る造成費等は、残存価額を「0」して、見込借地期間で均等償却しています。</p> <p>③リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を「0」とする定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破</p>

令和2年度	令和3年度
<p>綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者ごとの回収可能性を判断し必要と認める額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間ににおける貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、自己査定基準に基づき、総務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。</p>	<p>綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。</p> <p>上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。</p>
<p>②賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。</p>	<p>②賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。</p>
<p>③退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>	<p>③退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
<p>④役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。</p>	<p>④役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。</p>
<p>⑤特例業務負担金引当金</p> <p>特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p>	<p>⑤特例業務負担金引当金</p> <p>特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p>
<p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>①収益認識関連</p> <p>当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。</p>	

令和2年度	令和3年度
	<p>ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>イ 販売事業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 委託販売取引 組合員が生産した農産物の販売を受託し、当JAが集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当JAは利用者等との契約に基づき、農産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ii) 買取販売取引 組合員が生産した農産物を業者等に販売する取引であり、当JAは農産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 <p>ウ 利用事業 ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、農作業受委託は、組合員より農作業を受託し、オペレーターへ農作業を委託する事業であり、利用者等との契約に基づき、農作業を仲介する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、オペレーターが農作業を完了した時点において充足されると判断し、その時点で収益を認識しています。</p> <p>エ 宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。</p>
(4) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買処理を行っています。	(5) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買処理を行っています。
(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当	(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当

令和2年度	令和3年度
<p>期の費用に計上しています。</p> <p>(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当JAは、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>(追加情報) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(改正企業会計基準第24号)の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。</p>	<p>期の費用に計上しています。</p> <p>(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当JAは、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>②当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p>
<p>2. 表示方法の変更に関する注記 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より貸出金の一般貸倒引当金計上にあたつての貸倒実績率の補正、繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p>	<p>2. 会計方針の変更に関する注記 (1) 収益認識に関する会計基準等の適用 当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>①代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。</p> <p>②収益の計上時期の変更 ア LPガス事業 購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積り</p>

令和2年度	令和3年度
<p>3. 会計上の見積りに関する注記</p> <p>(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額：98,505千円</p> <p>②その他の情報</p> <p>貸出金等の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額:98,196千円</p> <p>②その他の情報</p> <p>繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし</p>	<p>認識する方法に変更しています。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。</p> <p>この結果、当事業年度の購買事業収益が231,205千円、購買事業費用が231,205千円、農作業受委託収益25,437千円、農作業受委託費用25,437千円減少しています。なお、その他の計算書類への影響は軽微です。</p> <p>(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用</p> <p>当JAは、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>3. 会計上の見積りに関する注記</p> <p>(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金: 73,748千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>貸出金等の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額:176,747千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし</p>

令和2年度

計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積ってあります。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は570,855千円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物	198,671千円	機械装置	250,613千円
器具備品	5,818千円	土 地	115,752千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な資産として、信用事業端末機、現金自動預払機、共済事業端末機、JA車両があります。

(3) 担保に供している資産等

宅地建物取引業法の規定による営業保証金等差入保証に供している有価証券が15,511千円あります。

(4) 貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科 目	貸借対照表計上額
国 債	4,514,300千円
合 計	4,514,300千円

(5) 役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額 57,351千円
- ・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(6) リスク管理債権の状況

(単位:千円)

破綻先債権	—
延滞債権	21,786
3カ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	21,786

1.破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本

令和3年度

計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積ってあります。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は561,437千円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物	198,671千円	機械装置	241,194千円
器具備品	5,818千円	土 地	115,752千円

(2) 担保に供している資産等

宅地建物取引業法の規定による営業保証金等差入保証に供している有価証券が15,460千円あります。

(3) 貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科 目	貸借対照表計上額
国 債	6,237,160千円
合 計	6,237,160千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額 60,645千円
- ・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(5) リスク管理債権の状況

(単位:千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	37,676
三ヶ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	37,676

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等

令和2年度	令和3年度												
<p>又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)の第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>2.延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。</p> <p>3.3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金です。(上記1及び2の貸出金を除きます。)</p> <p>4.貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記1、2、3の貸出金を除きます。)</p> <p>5.リスク管理債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されています。</p> <p>5.損益計算書に関する注記</p> <p>(1)減損損失に関する注記</p> <p>①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p> <p>当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">場 所</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">用 途</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">種 類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">あま市森龍見37</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">遊休資産</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">土 地</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">あま市森龍見30</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">遊休資産</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">土 地</td></tr> </tbody> </table> <p>当JAは、場所別の管理会計上の単位を基本に、信用・共済・経済事業については支店単位で、グリーンプラザについては店舗単位で一般資産としてグループ化しています。また、本店、営農センター、農業関連施設(ライスセンター、育苗施設)については、JA全体の共用資産としています。</p> <p>②減損損失の認識に至った経緯</p> <p>遊休資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しています。</p> <p>③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">あま市森龍見37</td><td style="width: 70%;">41千円(土地41千円)</td></tr> <tr> <td>あま市森龍見30</td><td>15千円(土地15千円)</td></tr> </tbody> </table> <p>④回収可能価額の算出方法</p> <p>遊休資産における回収可能価額は、正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額は、土地については固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づいて評価しています。</p> <p>の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。</p> <p>2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準する債権を除く。)です。</p> <p>3.三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記1及び2の債権を除きます。)</p> <p>4.貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記1、2の債権及び3の貸出金を除きます。)</p> <p>5.リスク管理債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されています。</p>	場 所	用 途	種 類	あま市森龍見37	遊休資産	土 地	あま市森龍見30	遊休資産	土 地	あま市森龍見37	41千円(土地41千円)	あま市森龍見30	15千円(土地15千円)
場 所	用 途	種 類											
あま市森龍見37	遊休資産	土 地											
あま市森龍見30	遊休資産	土 地											
あま市森龍見37	41千円(土地41千円)												
あま市森龍見30	15千円(土地15千円)												

令和2年度	令和3年度
<p>6. 金融商品に関する注記</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当JAは農家組合員や地域から預った貯金を原資に農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ア 信用リスクの管理</p> <p>当JAは、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>イ 市場リスクの管理</p> <p>当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な</p> <p>5. 金融商品に関する注記</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当JAは農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ア 信用リスクの管理</p> <p>当JAは、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査担当部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>イ 市場リスクの管理</p> <p>当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な</p>	

令和2年度	令和3年度
<p>執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p><市場リスクに係る定量的情報> (トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。</p> <p>当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が91,277千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価に関する事項</p> <p>①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。</p>	<p>執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p><市場リスクに係る定量的情報> (トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。</p> <p>当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が141,273千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。</p>

令和2年度

令和3年度

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	168,821,941	168,824,887	2,946
有価証券	9,742,921	9,742,921	—
その他有価証券	9,742,921	9,742,921	—
貸出金	32,062,690		
貸倒引当金(注)	△114,089		
貸倒引当金控除後	31,948,600	32,892,416	943,815
資産計	210,513,464	211,460,226	946,761
貯金	189,865,344	189,907,456	42,111
借入金	12,900,624	12,900,625	1
負債計	202,765,968	202,808,081	42,112

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	162,974,269	162,976,124	1,855
有価証券	12,553,290	12,553,290	—
その他有価証券	12,553,290	12,553,290	—
貸出金	32,960,844		
貸倒引当金(注)	△88,927		
貸倒引当金控除後	32,871,916	33,580,867	708,950
資産計	208,399,476	209,110,282	710,805
貯金	189,627,172	189,629,663	2,491
借入金	11,114,142	11,105,796	△8,346
負債計	200,741,314	200,735,459	△5,855

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和2年度

【負債】

ア 質金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額
外部出資(注)		5,946,955
合計		5,946,955

(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	168,821,941	-	-	-	-	-
有価証券 その他 有価証券の うち満期の あるもの	800,000	-	15,450	600,000	300,000	7,700,000
貸出金 (注1,2)	1,924,684	1,774,684	1,717,132	1,484,503	1,418,818	23,741,110
合計	171,546,626	1,774,684	1,732,582	2,084,503	1,718,818	31,441,110

(注1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)134,837千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件1,757千円は償還日が特定できないため、含めていません。

令和3年度

【負債】

ア 質金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注)	6,180,855
合計	6,180,855

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	162,974,269	-	-	-	-	-
有価証券 その他 有価証券の うち満期の あるもの	-	15,450	700,000	300,000	200,000	11,300,000
貸出金 (注1,2)	1,960,888	1,817,530	1,585,026	1,520,879	1,448,226	24,627,013
合計	164,935,157	1,832,980	2,285,026	1,820,879	1,648,226	35,927,013

(注1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)99,146千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件1,280千円は償還日が特定できないため、含めていません。

令和2年度

⑤借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	154,682,679	12,813,918	14,358,723	2,694,568	5,225,564	89,891
借入金	3,600,624	4,000,000	3,200,000	2,100,000	—	—
合計	158,283,303	16,813,918	17,558,723	4,794,568	5,225,564	89,891

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、評価差額288,895千円から繰延税金負債80,312千円を差し引いた額208,582千円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(単位:千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,455,031	3,248,450
	地方債	327,670	300,000
	政府保証債	339,910	300,047
	社債	2,546,470	2,499,930
	小計	6,669,081	6,348,427
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,983,250	2,003,175
	社債	1,090,590	1,102,423
	小計	3,073,840	3,105,598
合計	9,742,921	9,454,026	288,895

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付引当金	381,839
退職給付費用	60,637
退職給付の支払額	△31,057
特定退職金共済制度への拠出金	△33,420
確定給付企業年金制度への拠出金	△5,024
期末における退職給付引当金	372,975

令和3年度

⑤借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	163,215,381	14,220,483	7,622,974	4,331,489	152,798	84,045
借入金	4,002,357	3,202,357	2,102,357	1,802,357	2,357	2,357
合計	167,217,738	17,422,840	9,725,332	6,133,846	155,155	86,402

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、評価差額1,581千円から繰延税金負債439千円を差し引いた額1,142千円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(単位:千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,498,790	2,344,012
	地方債	322,400	300,000
	政府保証債	333,870	300,044
	社債	1,927,000	1,899,940
	小計	5,082,060	4,843,997
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	3,951,780	4,104,305
	社債	3,519,450	3,603,406
	小計	7,471,230	7,707,711
合計	12,553,290	12,551,708	1,581

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

期首における退職給付引当金	372,975
退職給付費用	62,360
退職給付の支払額	△20,449
特定退職金共済制度への拠出金	△34,530
確定給付企業年金制度への拠出金	△4,926
期末における退職給付引当金	375,430

令和2年度

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	818,587
年金資産	△445,611
特定退職金共済制度	△338,668
確定給付企業年金制度	△106,943
退職給付引当金	372,975

④退職給付に関する損益

(単位:千円)

勤務費用	60,637
退職給付費用	60,637

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金は11,234千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は127,519千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,816
退職給付引当金	103,687
賞与引当金	14,837
役員退職慰労引当金	5,605
特例業務負担金引当金	36,403
造成費に係る償却費	4,105
その他	21,888
繰延税金資産 小計	190,344
評価性引当額	△11,835
繰延税金資産 合計	178,509
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△80,312
繰延税金負債 合計	△80,312
繰延税金資産の純額	98,196

令和3年度

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

退職給付債務	834,188
年金資産	△458,757
特定退職金共済制度	△351,599
確定給付企業年金制度	△107,158
退職給付引当金	375,430

④退職給付に関する損益

(単位:千円)

勤務費用	62,360
退職給付費用	62,360

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金は11,195千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は116,114千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	104,369
賞与引当金	15,254
役員退職慰労引当金	7,183
特例業務負担金引当金	32,752
造成費に係る償却費	4,380
その他	21,847
繰延税金資産 小計	185,788
評価性引当額	△8,601
繰延税金資産 合計	177,187
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△439
繰延税金負債 合計	△439
繰延税金資産の純額	176,747

令和2年度	令和3年度
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%
評価性引当額の増減	0.5%
住民税均等割額	0.2%
その他	△0.6%
税効果適用後の法人税等負担率	26.0%
法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.2%
評価性引当額の増減	△0.5%
住民税均等割額	0.1%
その他	0.0%
税効果適用後の法人税等負担率	25.6%

9. 収益確認に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額	
	令和2年度	令和3年度
1. 当期未処分剰余金	656,428,010	682,024,130
(1) うち当期剰余金	400,542,199	455,802,213
(2) うち前期繰越剰余金	243,916,626	224,900,133
2. 任意積立金取崩額	1,200,000,000	—
(1) 施設整備等積立金取崩額	1,200,000,000	—
3. 剰余金処分額	1,631,527,877	431,493,275
(1) 任意積立金	1,620,000,000	420,000,000
(うち目的積立金)	(1,620,000,000)	(420,000,000)
(2) 出資配当金	11,527,877	11,493,275
4. 次期繰越剰余金	224,900,133	250,530,855

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

【令和2年度: 5%】 【令和3年度: 5%】

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	目的及び取崩基準	令和2年度		令和3年度	
		積立目標額	剰余金処分後積立額	積立目標額	剰余金処分後積立額
施設整備等 積立金	施設の取得及び既存施設の修繕・整備・再編・処分等並びに情報システム開発・更新・利用・機器取得等の投資、また固定資産減損損失等の発生に備え積み立てを行う。取崩は投資年度より行うこととし、取得等の場合は自己資金相当額を最長5年にわたり均等に取り崩し、その他は費用相当額を発生年度に取り崩す。	1,600,000	1,400,000	1,800,000	1,600,000
リスク対策 積立金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の減損、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失の発生に備え積み立てを行い、多額の損失が発生した場合、相当額を取り崩す。	1,400,000	1,200,000	1,600,000	1,400,000
組合員・地域 貢献活動積立金	組合員及び地域への貢献の活動・行事等に要する費用にあてるために積み立てを行い、必要な支出をした場合、相当額を取り崩す。	100,000	80,000	100,000	100,000
農業農村 振興基金	農協法第10条第1項第1号及び13号の事業に要する費用にあてるために基金造成を行う。基金の運用実績がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取り崩す。	200,000	200,000	200,000	200,000
研究開発 基金	新規事業活動の育成のために行う調査研究、試験開発等に要する費用にあてるために基金造成を行う。基金の運用実績がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取り崩す。	400,000	400,000	400,000	400,000
税効果調整 積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積み立てを行い、法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩す。		178,509		177,187

3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善の事業の費用にあてるための繰越額が含まれています。

【令和2年度繰越額: 21,000千円】 【令和3年度繰越額: 23,000千円】

財務諸表の正確性等に係る確認

確 認 書

- ①私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ②当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。
 - 重要な事項については理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月25日

海部東農業協同組合
代表理事組合長

大橋 義弘

会計監査人の監査

令和3年度および令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、口、%、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸出金	27,973	30,562	31,225	32,062	32,960
有価証券	6,513	6,868	7,344	9,742	12,553
貯金・定期積金	179,245	184,854	187,256	189,865	189,627
信用	事業収益	1,538	1,548	1,545	1,430
	事業外収益	53	56	60	61
	経常収益	1,591	1,605	1,606	1,490
共済	事業収益	504	515	503	501
	事業外収益	22	25	27	23
	経常収益	526	540	531	525
農業関連	事業収益	410	418	421	419
	事業外収益	13	12	16	14
	経常収益	423	431	437	434
その他	事業収益	334	323	294	331
	事業外収益	10	5	11	7
	経常収益	345	328	306	338
合計	事業収益	2,788	2,805	2,765	2,682
	事業外収益	99	99	116	105
	経常収益	2,887	2,905	2,882	2,788
経常利益	428	501	534	541	613
当期剰余金	223	364	381	400	455
総資産額	206,577	216,920	222,177	219,861	218,010
純資産額	14,170	14,569	14,852	15,237	15,473
出資金額	231	232	233	232	231
出資口数	2,313,142	2,329,036	2,339,045	2,327,285	2,316,217
出資配当金	11	11	11	11	11
単体自己資本比率	22.30	21.49	20.59	21.42	21.89
職員数	140	144	143	146	141

(注) 1. 当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。
3. 令和3年度より「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

利益及び利益率

(単位:百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	増 減
事業総利益	1,900	1,939	38
事業粗利益	2,013	2,039	26
事業粗利益率	0.90	0.92	0.01
事業純益	450	601	151
実質事業純益	548	675	126
コア事業純益	548	675	126
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	548	675	126
経常利益	541	613	71
当期剰余金	400	455	55
総資産平均残高	222,471	221,146	△1,325
純資産勘定平均残高	14,632	15,020	387
総資産経常利益率	0.24	0.27	0.03
純資産経常利益率	3.70	4.08	0.38
総資産当期剰余金率	0.18	0.20	0.02
純資産当期剰余金率	2.73	3.03	0.29

(注) 事業粗利益 = 事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益
+ 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用
+ 事業外収益の受取出資配当金 + 金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 総資産平均残高 × 100

事業純益 = 事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金繰入額

実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益

コア事業純益 = コア事業純益 - 投資信託解約損益
(投資信託解約損益除く。)

総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産平均残高 × 100

純資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期剰余金率 = 当期剰余金 ÷ 総資産平均残高 × 100

純資産当期剰余金率 = 当期剰余金 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

信用事業

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

(単位:百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
資金運用収支	1,316	1,313	△3
資金運用収益	1,386	1,359	△27
資金調達費用	69	46	△23
役務取引等収支	17	20	3
役務取引等収益	29	33	3
役務取引等費用	12	12	0
その他事業直接収支	――	――	――
その他事業直接収益	――	――	――
その他事業直接費用	――	――	――
その他経常収支	△61	△42	19
その他経常収益	13	11	△2
その他経常費用	75	54	△21
信用事業粗利益	1,258	1,279	21
信用事業粗利益率	0.59	0.60	0.01

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 ÷ 信用事業資金運用勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳と利鞘

(単位:百万円、%)

項目	平均残高		利 息		利回り	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	212,063	210,501	1,386	1,359	0.65	0.64
うち預金	172,571	166,430	960	927	0.55	0.55
うち貸出金	31,456	32,762	298	300	0.94	0.91
うち有価証券	8,035	11,309	68	80	0.85	0.71
資金調達勘定	204,260	202,344	69	46	0.03	0.02
うち貯金・定期積金	188,786	190,154	66	42	0.03	0.02
うち譲渡性貯金	――	――	――	――	――	――
うち借入金	15,474	12,190	0	0	0.00	0.00
資金運用収支			1,316	1,313		
総資金利鞘					0.61	0.62

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 調達資金利回り

資金運用収支の増減

(単位:百万円)

項目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
資金運用勘定(運用利息)	△92	△27
うち預金利息	△73	△32
うち貸出金利息	△10	1
うち有価証券利息	1	11
資金調達勘定(調達利息)	△54	△23
うち貯金・定期積金利息	△52	△24
うち譲渡性貯金利息	—	—
うち借入金利息	△0	△0
差引	△37	△3

(注) 増減額は前年度対比です。

役務取引等収支の内訳

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
役務取引等収益	29	33	3
受入為替手数料	16	15	△1
その他受入手数料	13	18	4
その他の役務取引等収益	0	0	△0
役務取引等費用	12	12	0
支払為替手数料	11	11	△0
その他支払手数料	1	1	△0
その他の役務取引等費用	0	0	0
役務取引等収支	17	20	3

その他事業直接収支の内訳

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
その他事業直接収益	—	—	—
うち国債等債券売却益	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
うち国債等債券売却損	—	—	—
うち国債等債券償還損	—	—	—
その他事業直接収支	—	—	—

貯 金

貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
当座性貯金	59,282(31.4)	65,457(34.4)	6,174
定期性貯金	129,430(68.5)	124,639(65.5)	△4,791
譲渡性貯金	——(——)	——(——)	——
その他貯金	72(0.0)	57(0.0)	△15
合 計	188,786(100.0)	190,154(100.0)	1,368

(注) 1. 当座性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

3. その他貯金 = 別段貯金 + 納税準備貯金 + 出資予約貯金

4. () 内は構成比です。

固定金利・変動金利別定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
固定金利定期貯金	126,454(99.9)	120,313(99.9)	△6,141
変動金利定期貯金	4(0.0)	3(0.0)	△1
合 計	126,459(100.0)	120,317(100.0)	△6,142

(注) 1. 固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

2. () 内は構成比です。

貸出金等

貸出種類別平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
手形貸付	11(0.0)	0(0.0)	△11
証書貸付	30,378(96.5)	31,953(97.5)	1,575
当座貸越	142(0.4)	117(0.3)	△24
割引手形	——(——)	——(——)	——
金融機関貸付	924(2.9)	690(2.1)	△233
合 計	31,456(100.0)	32,762(100.0)	1,305

(注) () 内は構成比です。

固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	17,474(54.5)	16,516(50.1)	△958
変動金利貸出	14,587(45.4)	16,443(49.8)	1,856
合計	32,062(100.0)	32,960(100.0)	898

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別残高

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
物的担保	3,202	2,921	△280
当組合貯金・定期積金担保	948	916	△32
有価証券担保	—	—	—
不動産担保	2,254	2,005	△248
その他の担保	—	—	—
信用保証センター保証	26,953	28,554	1,601
農業信用基金協会保証	90	84	△6
その他の保証	31	55	24
信用	1,784	1,344	△440
合計	32,062	32,960	898

(注) 物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

債務保証見返額の担保別残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
物的担保	—	—	—
当組合貯金・定期積金担保	—	—	—
有価証券担保	—	—	—
不動産担保	—	—	—
その他の担保	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

貸出金の使途別残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
設備資金	29,502(92.0)	30,895(93.7)	1,392
運転資金	2,560(7.9)	2,065(6.2)	△494
合計	32,062(100.0)	32,960(100.0)	898

(注) () 内は構成比です。

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
農業・林業	130(0.4)	116(0.3)	△14
水産業	——(—)	——(—)	——
製造業	——(—)	——(—)	——
鉱業	——(—)	——(—)	——
建設・不動産業	8,049(25.1)	7,979(24.2)	△69
電気・ガス・熱供給水道業	94(0.2)	85(0.2)	△9
運輸・通信業	——(—)	——(—)	——
金融・保険業	701(2.1)	467(1.4)	△233
卸売・小売・飲食・サービス業	104(0.3)	90(0.2)	△13
地方公共団体	1,075(3.3)	870(2.6)	△205
非営利法人	——(—)	——(—)	——
その他の	21,905(68.3)	23,350(70.8)	1,444
合計	32,062(100.0)	32,960(100.0)	898

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
農業	115	109	△5
穀作	22	41	19
野菜・園芸	60	49	△11
果樹・樹園農業	——	——	——
工芸作物	——	——	——
養豚・肉牛・酪農	——	——	——
養鶏・養卵	——	——	——
養蚕	——	——	——
その他農業	31	18	△12
農業関連団体等	——	——	——
合計	115	109	△5

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確ではない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
プロパー資金	46	42	△3
農業制度資金	68	67	△1
農業近代化資金	68	53	△15
その他制度資金	0	14	13
合計	115	109	△5

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)等が該当します。

農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
危険債権	令和2年度	21	6	15	21
	令和3年度	37	6	15	37
要管理債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
小計	令和2年度	21	6	15	21
	令和3年度	37	6	15	37
正常債権	令和2年度	32,053			
	令和3年度	32,934			
合計	令和2年度	32,074			
	令和3年度	32,972			

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業与信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業与信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。

8. 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貯貸率

(単位: %)

項目	令和2年度	令和3年度	増 減
期末	16.88	17.38	0.49
期中平均	16.66	17.22	0.56

(注) 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

貸倒引当金の増減額

(単位: 百万円)

区分	令和2年度			令和3年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一般貸倒引当金	97	98	0	98	73	△24
個別貸倒引当金	15	15	△0	15	15	△0
合 計	113	114	0	114	89	△25

(注) 貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

貸出金償却額

(単位: 百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	増 減
貸出金償却額	—	—	—

有価証券

有価証券平均残高

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
国債	4,487	6,094	1,606
地方債	300	300	△0
政府保証債	300	300	△0
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	2,947	4,614	1,667
株式	—	—	—
その他	—	—	—
合計	8,035	11,309	3,273

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和2年度								
種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	705	15	102	115	—	4,499	—	5,438
地方債	—	—	—	108	107	112	—	327
政府保証債	—	—	—	—	—	339	—	339
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	100	—	812	201	1,611	911	—	3,637
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	806	15	914	425	1,719	5,862	—	9,742

令和3年度

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	116	—	112	—	6,220	—	6,450
地方債	—	—	106	—	105	110	—	322
政府保証債	—	—	—	—	—	333	—	333
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	602	403	101	2,781	1,557	—	5,446
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	719	509	213	2,887	8,222	—	12,553

(注) 期間の定めのないものは、主として株式です。

貯証率

(単位 : %)

項目	令和2年度	令和3年度	増 減
期末	5.13	6.61	1.48
期中平均	4.25	5.94	1.69

(注) 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

有価証券等の時価情報

① 有価証券の時価情報

(単位 : 百万円)

保有区分	令和2年度			令和3年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
有価証券	9,454	9,742	288	12,551	12,553	1
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	9,454	9,742	288	12,551	12,553	1

(注) 1. 有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しております。
4. デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引については、該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位 : 千件、百万円)

種類	令和2年度		令和3年度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	24	131	25	132
	金額	31,310	36,854	25,622	37,677
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	1	24	0	0
雜為替	件数	0	1	0	0
	金額	180	159	132	137
合計	件数	24	132	26	133
	金額	31,491	37,038	25,755	37,815

共 濟 事 業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	2,227	73,411	1,941
	定期生命共済	326	620	130
	養老生命共済	421	28,825	332
	うち こども共済	320	8,482	284
	医療共済	122	2,692	349
	がん共済	—	270	—
	定期医療共済	—	231	—
	介護共済	354	2,589	361
	年金共済	—	68	—
建物更生共済		25,613	218,388	29,594
合計		29,066	327,095	32,710
				317,787

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	118	2,384	2	2,028
	—	—	8,662	10,509
がん共済	21	782	12	777
定期医療共済	—	121	—	114
合計	140	3,288	14	2,920
	—	—	8,662	10,509

(注) 医療共済の保障金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の保障金額は、入院共済金額を表示しています。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	39,245	325,329	40,281	355,099
生活障害共済(一時金型)	16,300	28,300	12,800	39,600
生活障害共済(定期年金型)	1,790	4,270	1,340	5,410
特定重度疾病共済	20,320	20,020	17,110	35,930

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	359	2,576	104	2,540
年金開始後	—	1,487	—	1,360
合計	359	4,064	104	3,900

(注) 金額は年金年額(予定利率変動型年金共済にあたっては、最低保証年金額)を表示しています。

短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	12,325	9	11,826	9
自動車共済	—	281	—	272
傷害共済	5,237	3	5,330	3
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	10	0	8	0
賠償責任共済	—	0	—	0
自賠責共済	—	25	—	24
合計	—	320	—	310

(注) 金額は保障金額です。ただし、自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額のみを表示しています。

共済契約者数及び被共済者数

(単位：人)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新規契約者・被共済者数	保有契約者・被共済者数	新規契約者・被共済者数	保有契約者・被共済者数
共済契約者数	生命共済	135	9,363	136
	年金共済	107	3,951	35
	建物更生共済	57	7,188	45
	自動車共済	125	3,921	128
	総数	424	17,086	344
被共済者数	生命共済	235	10,655	258
	年金共済	132	3,984	45
	総数	367	12,470	303

(注) 共済契約者数・被共済者数は、JA単位で名寄せ集計(漢字氏名及び生年月日)した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

農業関連事業

購買品(生産資材)取扱実績

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
肥料	108	110
飼料	0	0
農機具	16	33
農薬	93	101
園芸	19	18
種苗	20	14
その他	6	9
合計	265	287

販売品取扱実績

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	132	160
麦・豆・雑穀	0	1
野菜	188	183
果実	17	10
産直品	50	47
その他農畜産物	1	0
合計	391	404

保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
収益	保管料	4	4
	荷役料	0	1
	計	5	5
費用	その他費用	—	—
	計	—	—

利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
育苗事業	23	25
ライスセンター事業	48	48
農作業受託事業	27	27
合計	99	100

生活その他事業

購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
食料品	21	21
生活用品	0	0
電気製品耐久資材	156	142
衛生資材	21	19
LPGガス	43	38
その他	42	54
合計	285	275

宅地等供給事業

(単位：百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
収益	宅地等賃貸料	—	—
	仲介斡旋手数料	3	4
	宅地等受入手数料	11	11
	資産管理雑収入	3	2
	開発受取特別配当金	0	0
	計	18	18
費用	仲介斡旋費	—	—
	宅地等支払手数料	7	7
	資産管理雑費	0	0
	計	7	7

指導事業

指導事業

(単位：百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
収入	円滑化事業受取賃借料	5	5
	円滑化事業手数料	0	0
	指導補助金	2	2
	指導実費収入	1	1
	指導雑収入	5	5
	計	16	15
支出	円滑化事業支払賃貸料	5	5
	営農改善費	1	1
	生活文化改善費	1	1
	教育情報費	5	5
	組織育成費	6	6
	農政対策費	0	0
	指導雑費	5	5
	計	26	25

自己資本の充実の状況

① 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	15,017	15,460	
うち、出資金及び資本準備金の額	232	231	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	14,796	15,240	
うち、外部流出予定額(△)	11	11	
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	98	73	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	98	73	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
うち、回転出資金の額	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	15,116	15,534
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	7	6	
うち、のれんに係るもの	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7	6	
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	—	—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(口)	7	6
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(口))	(ハ)	15,108	15,527
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	66,811	67,211	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,053	△ 702	
うち、他の金融機関向けエクスポートナー	1,053	702	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーション・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	3,703	3,721	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	70,514	70,932
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	21.42	21.89	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	429	—	—	407	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,258	—	—	6,455	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,377	—	—	1,171	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	300	—	—	300	—	—
地方三公社向け	100	0	—	100	0	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	173,346	34,669	1,386	169,219	33,843	1,353
法人等向け	3,568	2,373	94	5,457	2,660	106
中小企業等向け及び個人向け	509	284	11	549	314	12
抵当権付住宅ローン	28,116	9,621	384	29,283	10,058	402
不動産取得等事業向け	100	99	3	70	70	2
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	20	4	0	21	4	0
信用保証協会等保証付	90	8	0	84	8	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	60	60	2	60	60	2
(うち出資等のエクスポートジャヤー)	60	60	2	60	60	2
(うち重要な出資のエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	10,999	20,741	829	11,153	20,892	835
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポートジャヤー)	6,588	16,470	658	6,588	16,470	658
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー)	181	453	18	179	449	17
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット			令和2年度			令和3年度		
			エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
		(うち上記以外のエクスポートジャヤー)	4,230	3,817	152	4,385	3,972	158
	証券化		—	—	—	—	—	—
		(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
		(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートジャヤー		—	—	—	—	—	—
		(うちルックスルーワイド)	—	—	—	—	—	—
		(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額		—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポートジャヤーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかつたも のの額(△)		—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポートジャヤー別計	224,279	66,811	2,672	224,335	67,211	2,688	
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポートジャヤー	—	—	—	—	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	224,279	66,811	2,672	224,335	67,211	2,688	
	オペレーション・リスクに対する 所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーション・リスク相当 額を8%で除して得た金額	所要自己 資本額	オペレーション・リスク相当 額を8%で除して得た金額	所要自己 資本額		
		a	b=a×4%	a	b=a×4%			
		3,703	148	3,721	148			
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計	所要自己 資本額	リスク・アセット等(分母) 計	所要自己 資本額			
		a	b=a×4%	a	b=a×4%			
		70,514	2,820	70,932	2,837			

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャヤーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートジャヤー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことといい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャヤーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャヤー、重要な出資のエクスポートジャヤーが該当します。

5. 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
6. 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートのことです。
7. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9. 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーションル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポート		日本貿易保険
法人等向けエクスポート（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポート(地域別、業種別、残存期間別)及び
三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		令和2年度					令和3年度					三月以上 延滞エクス ポート
		信用リスク に関する エクスポート の 残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞エクス ポート	信用リスク に関する エクスポート の 残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ		
	国 内	224,279	36,594	9,470	—	0	224,335	39,216	12,572	—	0	
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地 域 別 残 高 計		224,279	36,594	9,470	—	0	224,335	39,216	12,572	—	0	
法 人	農 業	66	66	—	—	—	0	35	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電 气・ガス・ 熱供給・水道業	2,307	—	2,307	—	—	0	—	—	—	—	
	運 輸・通 信 業	1,002	—	1,002	—	—	0	—	—	—	—	
	金 融・保 险 業	169,929	702	400	—	—	0	163,443	—	—	—	
	卸 売・小 売・ 飲食・サービス業	247	46	200	—	—	0	42	—	—	—	
	日本国政府・ 地方公共団体	6,635	1,076	5,559	—	—	0	870	—	—	—	
	上 記 以 外	4,519	4,519	—	—	—	0	6,243	—	—	—	
個 人	30,183	30,183	—	—	—	31,556	31,556	—	—	—	—	
そ の 他	9,388	—	—	—	—	—	82	—	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		224,279	36,594	9,470	—	—	31,556	202,274	—	—	—	
期 限 別 残 高 計	1年以下	169,722	94	801	—	—	163,058	82	—	—	—	
	1年超3年以下	853	838	15	—	—	1,394	676	718	—	—	
	3年超5年以下	1,620	717	902	—	—	1,130	629	501	—	—	
	5年超7年以下	929	523	406	—	—	662	458	204	—	—	
	7年超10年以下	3,056	1,352	1,703	—	—	4,303	1,398	2,905	—	—	
	10年超	33,953	28,311	5,641	—	—	37,881	29,637	8,243	—	—	
	期限の定めのないもの	14,144	4,756	—	—	—	15,905	6,334	—	—	—	
残 存 期 間 别 残 高 計		224,279	36,594	9,470	—	—	224,335	39,216	12,572	—	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	97	98	—	97	98	98	73	—	98	73
個別貸倒引当金	15	15	—	15	15	15	15	—	15	15

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和2年度					令和3年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		15	15	—	15	15	—	15	15	—	15	15
業種別計		15	15	—	15	15	—	15	15	—	15	15

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	—	8,658	—	9,543	9,543
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	89	—	83	83
	リスク・ウエイト20%	200	173,367	200	169,240	169,441
	リスク・ウエイト35%	—	27,500	—	28,748	28,748
	リスク・ウエイト50%	2,005	0	2,005	0	5,214
	リスク・ウエイト75%	—	379	—	419	419
	リスク・ウエイト100%	1,303	4,706	—	4,584	4,584
	リスク・ウエイト150%	—	0	—	0	0
	リスク・ウエイト250%	—	6,067	—	6,299	6,299
	その他	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—
計		3,509	220,770	224,279	5,415	218,920
						224,335

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用する等信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	300	—	—	300	—
地方三公社向け	—	100	—	—	100	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	0	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4	—	—	0	—	—
抵当権付住宅ローン	1	—	—	0	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	0	—	—	1	—	—
合計	6	401	—	3	401	—

(注) 1. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化工エクスポートのリスクに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポートのリスクに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポート」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

① 他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取り方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

② 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	5,946	5,946	6,180	6,180
合 計	5,946	5,946	6,180	6,180

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステーク化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金、有価証券（ファンド以外）の増加によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1 : 金利リスク						
項 番		△EVE		△NII		
		前期末	当期末	前期末	当期末	
1	上方パラレルシフト	859	1,310	—	—	
2	下方パラレルシフト	—	—	0	0	
3	ステイ一ブ化	1,285	1,575	—	—	
4	フラット化	—	—	—	—	
5	短期金利上昇	—	—	—	—	
6	短期金利低下	—	—	—	—	
7	最大値	1,285	1,575	0	0	
		前期末		当期末		
8	自己資本の額	15,108		15,527		

(注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

MEMO



海部東農業協同組合

本 店 TEL(0567)23-7311(代) FAX(0567)23-7355

ロ ン セ ン タ ー TEL(0567)23-7312(代) FAX(0567)24-4848

営 農 セ ン タ ー TEL(0567)23-7322(代) FAX(0567)23-7378

資 産 管 理 課 TEL(0567)23-7333(代) FAX(0567)23-7366

グ リ ー ン プ ラ ザ TEL(0567)23-7380(代) FAX(0567)23-7381

海部東ライスセンター TEL(0567)23-7376

美和ライスセンター TEL(052)443-0404

(各ライスセンターの電話対応は、10月～11月中旬までとなっております。つながらない場合は営農センターまでご連絡下さい。)

神 守 支 店 TEL(0567)24-2121(代) FAX(0567)24-4834

七 宝 支 店 TEL(052)444-2621(代) FAX(052)442-8940

伊 福 支 店 TEL(052)441-0121(代) FAX(052)441-8430

美 和 支 店 TEL(052)444-1721(代) FAX(052)443-0130

甚 目 寺 支 店 TEL(052)444-0046(代) FAX(052)442-9666

大 治 支 店 TEL(052)444-2521(代) FAX(052)443-4080